

# 仙台市屋外広告物条例等が一部改正されました

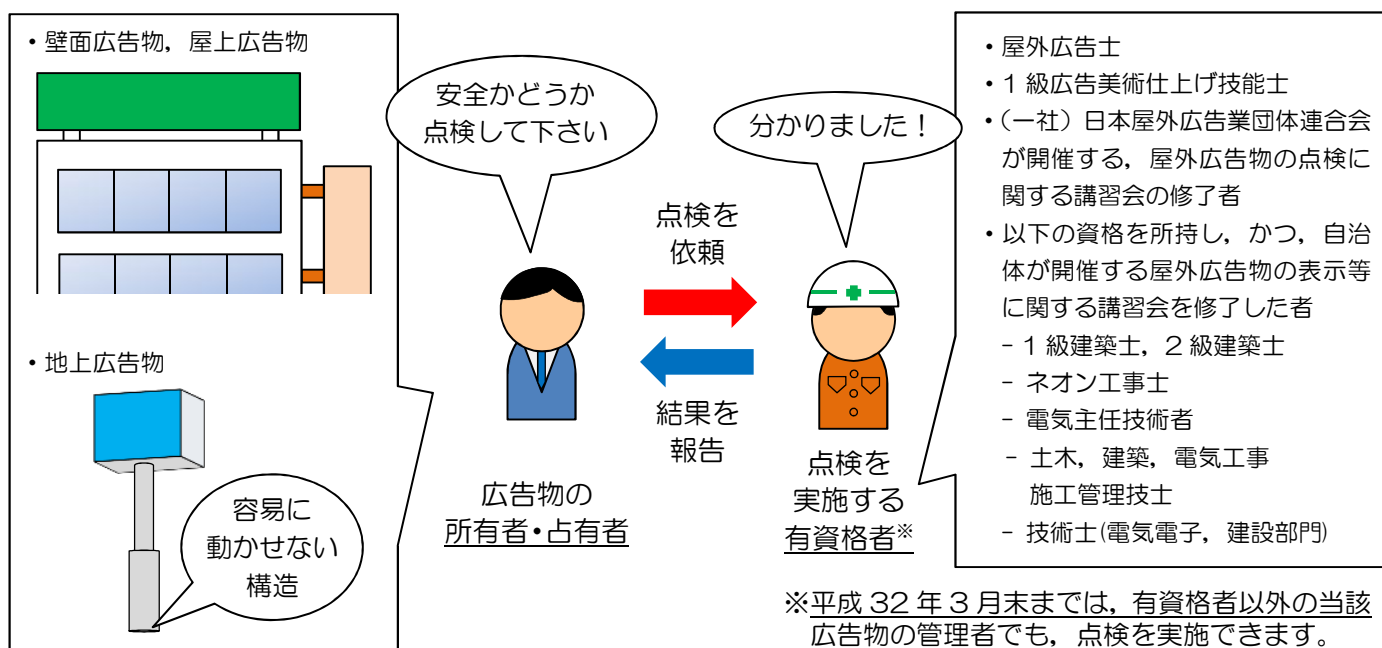
～有資格者による点検と点検結果の提出が必要になります～

札幌市での看板落下事故など、広告物の適切な安全管理が全国的な課題となっていることを受け、各自治体の屋外広告物条例の参考として国土交通省が作成している「屋外広告物条例ガイドライン（案）」について、点検などに関する規定を中心に平成 28 年 4 月に改正されました。

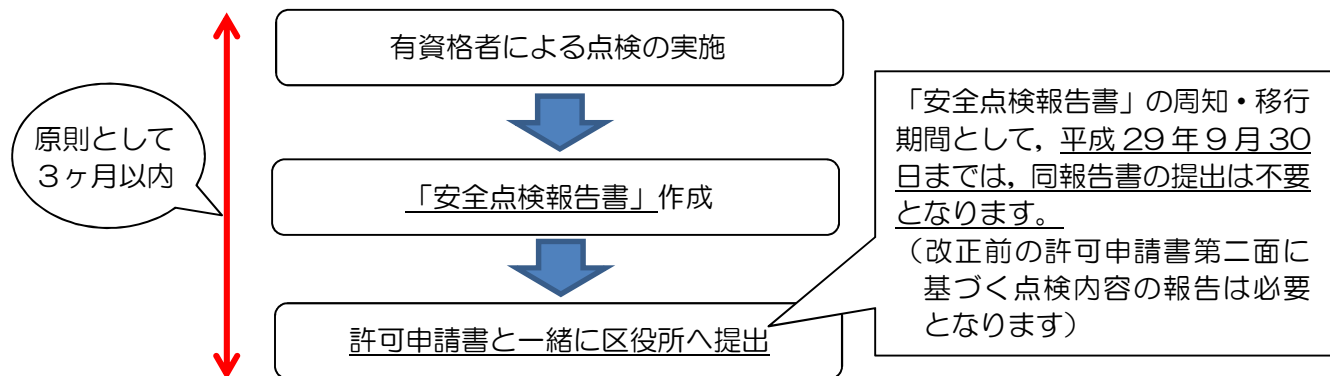
仙台市でも、この改正を踏まえ、平成 29 年 3 月に屋外広告物条例を改正しています。

## 【改正点の主なポイント】

- ① 屋外広告物のうち、壁面広告物・屋上広告物・地上広告物について、有資格者による点検を行い、安全性を確認することを追加



- ② 許可期間満了に伴う継続許可の申請，または，構造上の変更や移転に伴う変更許可申請の際，①の点検結果を記した「安全点検報告書」を，区役所街並み形成課へ提出することが追加



※所定の基準を満足したことで、通常より許可期間が延長された広告物にあっては、その許可期間の半分を過ぎた時点においても、「安全点検報告書」の提出が必要となります。

※許可を要しない屋外広告物の場合、「安全点検報告書」の提出は不要となります。(点検の実施は必要です)

※点検制度に関するQ&Aも裏面にありますので、ご参照ください。

## ～ よ く あ る 質 問 ～

### Q. どのような屋外広告物が、点検の義務の対象となりますか？

建物の壁面や屋上を利用して設置されたもの（壁面広告物、屋上広告物）、または独立して地上に設置されたもの（地上広告物、容易に動かせない状態となっているものに限る）が該当します。はり紙・はり札、立て看板など、簡易なものについては対象外となります。

### Q. 所有者やビル管理者が点検しても良いですか？

点検の義務は、その広告物の所有者または占有者が負いますが、点検そのものを実施する人は、屋外広告士などの有資格者でなければいけません。

### Q. 日常的な維持管理をお願いしている業者が、有資格者ではない場合、どうしたらいいですか？

平成29年4月1日から3年の間は、条例改正の移行期間として、点検を行う広告物の管理者であれば、有資格者でなくても点検を実施することができます。移行期間の間に、点検を実施することができる有資格者を探していただくよう、お願いします。

### Q. いつ点検すれば良いですか？

継続許可の申請などに伴って、点検結果の報告を要するものについては、点検結果報告書を区役所へ提出する3ヶ月前の期間内に点検を実施してください。

### Q. 点検の結果、異常が見つかり、修繕が必要と言われましたが、費用がかかるためすぐ修繕できません。

修繕が必要な箇所をそのまま放置しておくと、劣化が進行し、倒壊・落下などの重大な事故につながり、場合により第三者に被害を及ぼしたりする可能性があります。直ちに修繕が難しくても、応急処置や人が近寄れないようにするなどの対応を行い、できる限り早めに修繕できるよう、計画を立ててください。

### Q. 点検できる有資格者を探したいのですが。

仙台市内であれば、下記の業界団体に相談していただくことができます。

- ・宮城県屋外広告美術協同組合 TEL：022-257-0437
- ・東北ネオン電気事業協同組合 宮城支部 TEL：022-241-6630

※ 屋外広告物条例、屋外広告業に関する問い合わせ先：

仙台市役所 都市景観課 TEL：022-214-8288（直通）

※ 屋外広告物の許可に関する問い合わせ先：各区役所 街並み形成課

青葉区役所 TEL：022-225-7211 宮城野区役所 TEL：022-291-2111  
若林区役所 TEL：022-282-2111 太白区役所 TEL：022-247-1111  
泉区役所 TEL：022-372-3111 ※全て代表番号となります。

※ 仙台市屋外広告物条例に関する詳細は、都市景観課ホームページ（下記URL）からもご覧いただけます。

<http://www.city.sendai.jp/kekan/jigyosha/taisaku/kenchiku/toshikekan/okugai/kokoku/okugai/index.html>